

明細書交付義務化対象外施術所に関する届出書

中国四国厚生局長 様

この届出書は、所在する都道府県を管轄する事務所（広島県にあっては指導監査課）へ提出してください。
 （※Ⅰの記載は必須。Ⅱ又はⅢは、該当する届出にチェックのうえ該当選択）

Ⅰ. 届出施術所の基本情報（※必須）

①施術所の名称			
②施術所の所在地	〒	—	都道府県 市区町村
③電話番号			
④施術管理者名			
⑤登録記号番号			

 Ⅱ. 明細書有償交付の実施に関する届出

当該届出に基づき、厚生労働省ホームページに明細書を有償で交付する施術所名等を掲載（明細書発行体制加算の算定及び請求はできない。）。

⑥明細書交付義務化対象外の理由（下記ア又はイから選択）	ア	イ	
ア. レセプトコンピュータを設置していない施術所			
イ. 明細書交付機能が付与されていないレセプトコンピュータを設置している施術所			
⑦明細書交付方法（下記ウ～オから選択）	ウ	エ	オ
ウ. 明細書はレセプトコンピュータ以外の機器により交付（パソコン等）			
エ. 明細書は手書きにより交付			
オ. その他（上記ウ. 及びエ. の混合により交付等を含む）			

 Ⅲ. 明細書無償交付の実施（変更）等に関する届出

当該届出に基づき、厚生労働省ホームページから施術所名等を削除（明細書の無償交付を開始する場合、届出日の翌月施術分から明細書発行体制加算の算定及び請求が可能となる。）。

⑧厚生労働省HPから施術所名等を削除する理由（下記A～Cから選択）	A	B	C
A. 明細書交付義務化対象外施術所（上記Ⅱの届出を行った施術所）であるが、一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付することとしたため			
B. 明細書交付義務化対象外施術所（上記Ⅱの届出を行った施術所）であるが、明細書交付義務化対象施術所（明細書交付機能が付与されたレセコンを設置）となるため			
C. 施術所の廃止等によるため			
⑨明細書交付方法（※上記Aに該当する場合、下記D～Fから選択）	D	E	F
D. 明細書はレセプトコンピュータ以外の機器により交付（パソコン等）			
E. 明細書は手書きにより交付			
F. その他（上記D. 及びE. の混合により交付等を含む）			

上記のとおり届け出ます。

令和 年 月 日 施術管理者名

- 注1 明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置している施術所は、明細書を無償で交付しなければならないこととされています（この場合、明細書発行体制加算を算定（請求）できます。）。
- 注2 上記、注1に該当しない施術所であっても、施術所の判断により、全ての患者に明細書の無償交付を実施する施術所とすることができます（この場合、明細書発行体制加算を算定（請求）できます。）。
- 注3 上記、注1又は注2に該当する施術所及び注2に該当し、患者の求めに応じ明細書を無償で交付する施術所は、地方厚生（支）局長への届出を提出する必要はありません。
- 注4 明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置しておらず、明細書を有償で交付する施術所は、「Ⅱ. 明細書有償交付の実施に関する届出」を提出する必要があります。
- 注5 上記、注4の届出を行った施術所については、保険給付を適切に実施するため、当該届出内容に基づき、明細書を有償で交付する施術所名、施術所の所在地、電話番号、施術管理者名、施術管理者登録記号番号及び届出書の届出日を厚生労働省ホームページに掲載します。
- 注6 上記、注4の施術所届出内容に変更があった場合（例：アからイへの変更又はウ、エ及びオについて他交付方法への該当変更）であっても、明細書の有償交付の実施を継続する場合は、届出内容の変更届出を提出する必要はありません。
- 注7 上記、注4の届出を行った施術所が、明細書を無償で交付する場合又は施術所廃止等となる場合は、「Ⅲ. 明細書無償交付の実施（変更）等に関する届出」を提出する必要があります。当該届出を行った施術所については、上記、注5により厚生労働省ホームページに掲載している施術所名等を削除します。